

# DPCデータの提供について

平成26年3月20日（レセプト情報等の提供に関する有識者会議）

厚生労働省 保険局医療課

## DPCデータの第三者提供に係るこれまでの経緯の概要

- 平成22年6月22日に決定された「新たな情報通信技術戦略 工程表（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）」においては、レセプト情報等データベースの第三者提供に加えて、DPCデータの第三者提供についても提供形態の決定、ガイドライン策定に関する検討を行うこととされている。
- DPCデータは、レセプト情報とは記載内容やデータ様式が異なり、患者住所郵便番号や診断情報（傷病名等）等といったDPCに特有の慎重に扱うべき情報が含まれており、統一的な指針に基づいて提供ルールを検討する必要があることから、平成24年2月10日に開催された第8回レセプト情報等の提供に関する有識者会議において、DPCデータの提供については本有識者会議で検討することとされた。
- 平成24年9月5日の第11回有識者会議において、個人情報に係る影響の評価およびデータ提供のシミュレーションについて、厚生労働科学研究班において検討することとなった。

# 1. これまでの概要等

前回の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議（平成25年6月7日開催）」の概要

- レセプト情報等の提供に関する有識者会議（平成25年6月7日開催）において、厚生労働省科学研究班（伏見班）から、第三者提供を行う上での問題点等について研究結果が報告された。
- 研究結果報告書の中で、個票データについては、「未解決の問題も残っているため、試行的なデータ提供を試みて、課題・問題点を明らかにすることが望ましい」とされている。
- 研究班からの模擬申出・模擬審査を通じて審査基準の明確化等を検討することとなった。



「レセプト情報等の提供に関する有識者会議審査分科会（平成25年9月20日開催）」の概要

○研究班（伏見班）より提出された集計表・個票それぞれの模擬申出書について、模擬審査を行い、集計表1件、個票1件、合計2件を承認し、実際にデータの提供を行った。



今回の「レセプト情報等の提供に関する有識者会議（平成26年3月20日）」

○ 研究班（伏見班）から試行的データ提供を通じた検証結果について報告を受け、問題・課題を明らかにし、ガイドラインの策定の方針等を含め、今後のDPCデータ提供の在り方について検討する。

# 4. 今後の対応（案）

## 現状の整理

- ① 個票データの提供において、研究の意義を阻害せずに安全性が確保できるような普遍的な「審査基準」を作るのは難しいと考えられる

### [(NDBデータと比較した)DPCデータ特有の問題点]

- ・ すでに公表されている医療機関別のDPC集計データが存在し、組み合わせが可能
  - ・ DPCデータを提出する病院は少ない(約1,800病院)
  - ・ 様式1(簡易診療録情報)等において診療情報等の個人特定性が高い濃密な情報が含まれる
- ② DPCデータ提供のための厚生労働省側の体制の整備がまだなされていない
- ・ 第三者提供向けのデータベースの構築（予算要求中）
  - ・ セキュリティ監査の体制の整備 等
- ③ 個票データの取り扱いには研究者にとっても大きな負担となりうる
- ⇒ 申請可能な者が限定され、DPCデータを用いた研究の進展において障壁となる可能性がある

# 模擬提供を踏まえた今後の方針(案)

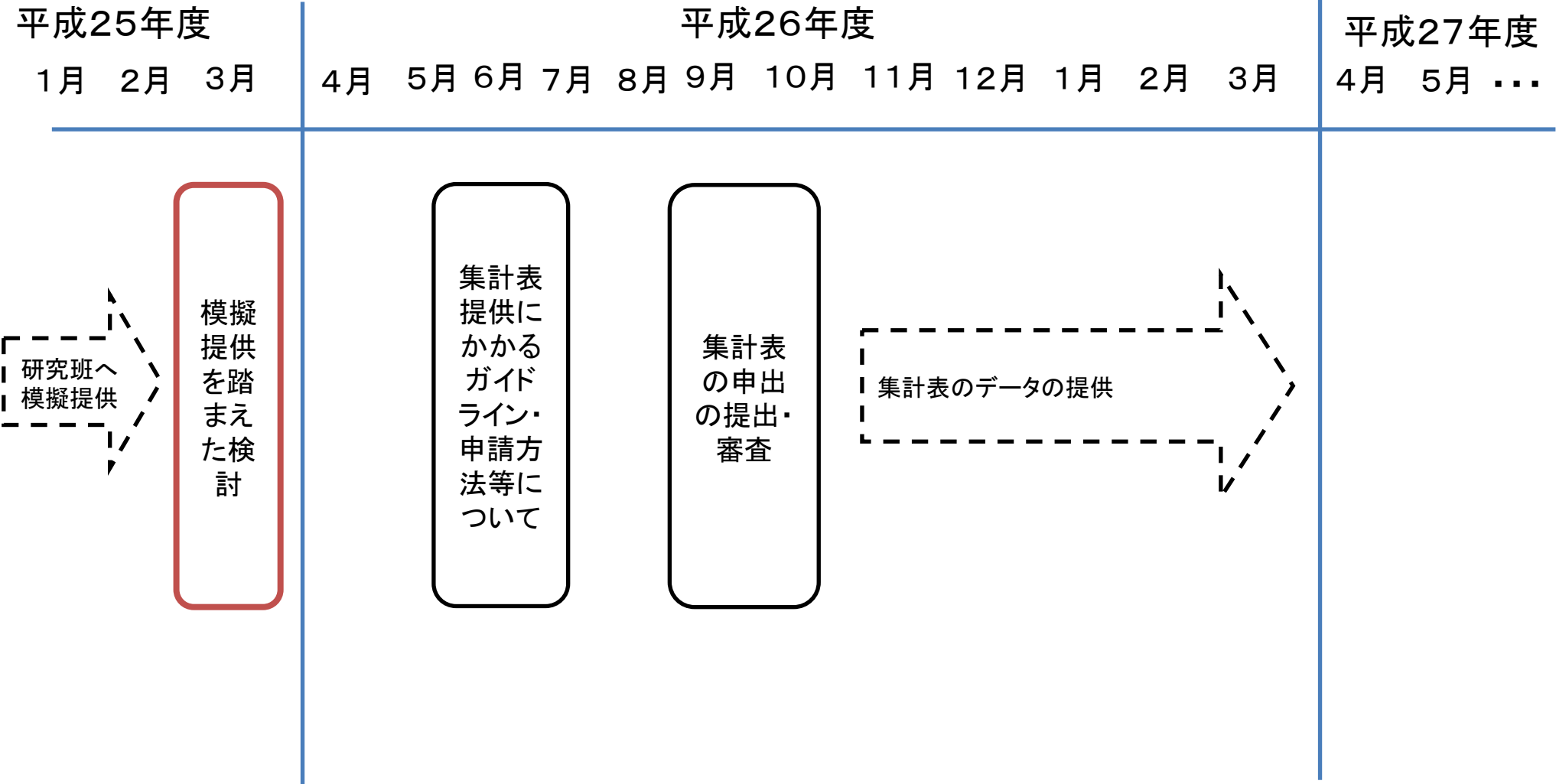
## 今後の方針(案)

1. 平成26年度より、本格的な運用に向けた準備期間として、比較的安全性が高いと考えられる「集計表」の提供をまず開始することとしてはどうか。
2. 「個票データ」の提供方法については、「オンサイトセンター」における提供、「サンプリングデータ」による提供等を中心に、今後も引き続き検討を進めていくこととしてはどうか。

## 考え方

- 「個票データ」の提供については、実用的な審査基準の構築において困難な点があり、まずは集計表に関する審査・提供の実績を積み重ねた上で、検討していくのが妥当ではないか。
- 厚生労働省の提供体制が十分に整っていないこともあり、個票データの提供を多数実施することが難しい状況である。
  - ・ 個票データの切り出し作業は時間がかかる
  - ・ セキュリティ監査が必要となる
- 「個票データ」をそのまま第三者に提供するためには、申請者が高額なセキュリティ設備を有することが必要となるため、申請可能な者を限定してしまうことにつながるため、DPCデータを用いた研究を発展させるにあたり、必ずしも優れた方法であるとはいえない。  
(検討すべき提供方法 (案))
  - オンサイトセンター (個票データを自由に取り扱えるセキュリティの高い環境の整備)
  - サンプリングデータセット (利用者の教育を含めた様々なデータセット)

# 今後のスケジュール(案)



# 過去の参考資料

# 厚生労働省科学研究班における検討内容の概要

DPCデータ

研究班の報告書を元に事務局が作成

平成25年6月7日  
第15回有識者会議

現状

## I 集計表データを 提供する場合

・すでに毎年DPC分科会においてDPCデータの集計表は公表しており、問題点は比較的少ない。

・患者数集計値については、個人識別防止の観点から、10を下回る場合はマスクされている。

・個別医療機関に関する情報はすでに公開されている。

現状

## II 個票データを 提供する場合

・非常に濃密なデータであるが、検討すべき課題は多い。

・DPCデータの特徴として、個別医療機関ごとの集計値が既に公表されていることで、提供される個票データと既存公表データの組み合わせによる特異情報の識別の可能性がある。

### 検討すべき項目

- 1 個人を識別しうる情報の削除・変換をどうするか。
- 2 医学的に稀少な疾患、手術、処置等を含むデータへの対応をどうするか。
- 3 個別医療機関の識別を許容するか。

許容しない場合：

調査・研究としての用途は著しく限定される可能性がある。

許容する場合：

個人等が特定される可能性が非常に高まるため、使用目的の限定、提供対象の限定、データ管理の厳格な規定等の対応が必要と考えられる。

研究班案

### ①患者数等の集計を提供する場合

- ・生年月日等個人識別につながる集計軸に関しては、集計粒度に下限をもうけること。
- ・1つのセルあたりの集計値が5または10を下回る場合は、その数値をマスクすること。

### ②医療機関数等の集計を提供する場合

- ・医師個人の特定を防ぐため、1つのセルあたりの集計値が3または5を下回る場合は、その数値をマスクすること。

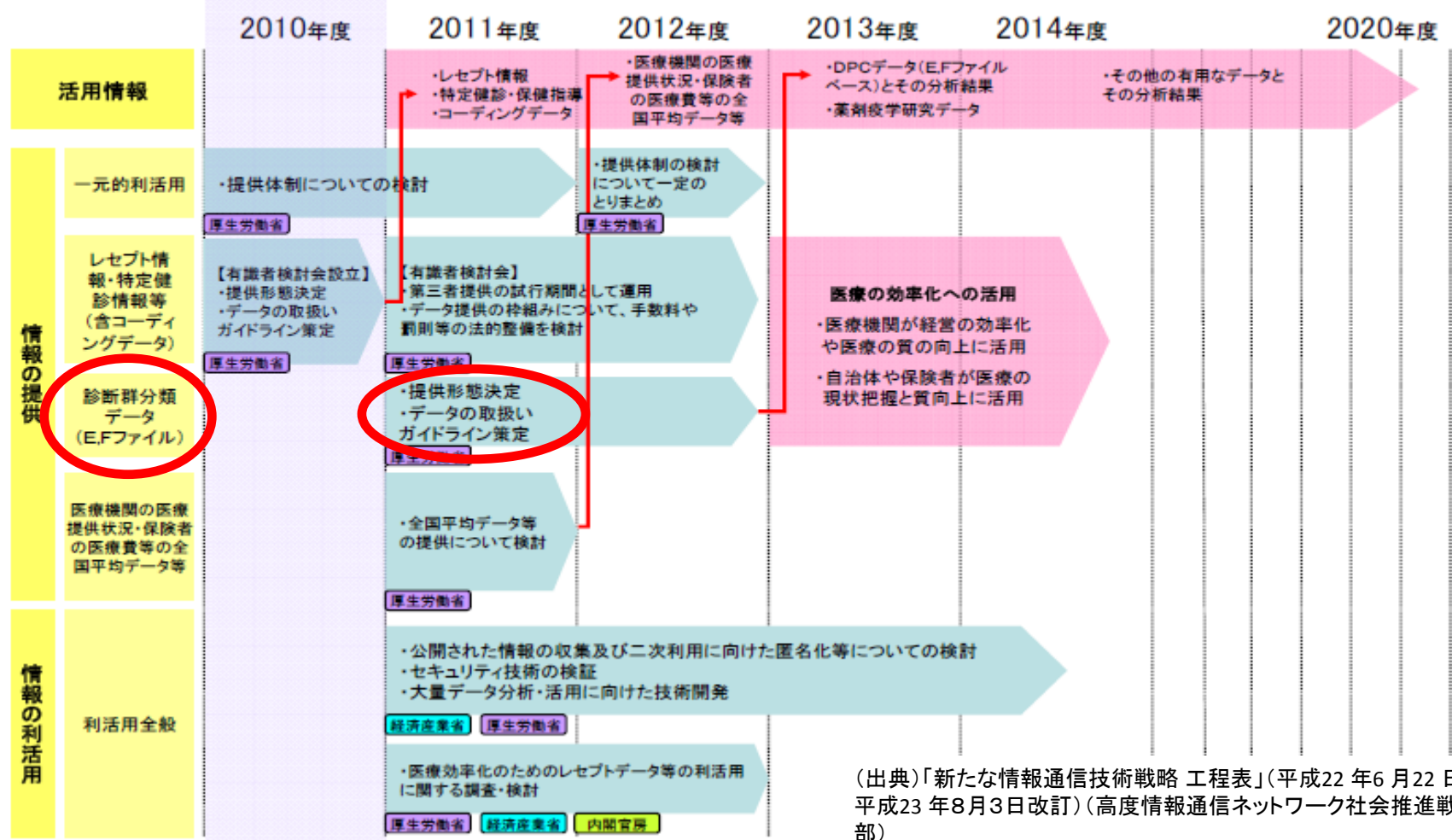
研究班案

未解決の問題も残っていることから、試行的なデータ提供を試みて、課題・問題点を明らかにすることが望ましいと考えられる。



○国が保有するレセプト情報・特定健診等情報データベースとは別に、「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日決定 平成23年8月3日改訂)(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)においては、退院患者調査に基づき収集したEファイル・Fファイル等についても提供形態等に関する検討を行うこととされている。

## レセプト情報等の活用による医療の効率化 工程表



(出典)「新たな情報通信技術戦略 工程表」(平成22年6月22日決定 平成23年8月3日改訂)(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)

### レセプト情報等の活用による医療の効率化

#### 【2010年度の取組実績】

○レセプト情報等の提供に関する有識者会議を設立し、レセプト情報等の第三者提供のためのガイドラインについて、レセプト情報等の提供に関する基本原則、提供の手続き、提供対象範囲、提供に際しての審査基準等を盛り込んで、2011年3月31日に策定。

厚生労働省：レセプト情報等の提供に関する有識者会議を設立。

レセプト情報等の第三者提供のためのガイドラインを2011年3月31日に策定。同ガイドラインの策定過程において、一元的利活用に関する検討を実施。

#### 【今後の取組】

##### 短期（2011年度）

○レセプト情報等の第三者提供を試行期間として運用を開始する。また、膨大な関連情報の分析や活用のための技術等の研究開発を実施する。さらに医療効率化のためのデータ利用の在り方についての一次検討を実施し、各種データの一元的な利活用に向けた提供体制についても検討を実施する。また、匿名化やセキュリティ技術、大量データ分析・活用に向けた技術開発について検討を開始する。

厚生労働省：早期にデータの提供開始。

引き続き、各種データの一元的な利活用に向けた提供体制の検討を実施。有識者による検討会議において、レセプト情報・特定健診情報等について、第三者提供の試行期間として運用を実施。また、データ提供の枠組みについて、手数料や罰則等の法的整備の検討を実施。

医療機関・保険者による医療サービス・保健事業の質の向上及び経営効率化の取り組みを促進するため、医療機関が医療提供状況や経営状況に関する自らの位置付けを把握したり、保険者が自らの被保険者の医療費等の全国的な位置付けを把握できるように、全国平均のデータ等の提供について検討を実施。

医療効率化のためのレセプトデータ等の利活用に関する調査・検討を実施。

経済産業省：各種医療データを時系列で連結できる匿名化についての検討を開始。

厚生労働省と連携して、セキュリティ技術の検証を開始。

大量データ分析・活用に向けた技術開発を開始。

##### 中期（2012年度、2013年度）

○各種データを活用し、質が高く、効率的な医療を実現する。また、引き続きレセプト情報等の第三者提供を試行期間として運用を実施する。さらに、一元的な利活用に向けた提供体制の検討について一定のとりまとめを実施する。また、匿名化やセキュリティ技術、大量データ分析・活用に向けた技術開発について検討を実施する。

厚生労働省：2012年度中に医療機関が医療提供状況等を把握したり、保険者が自らの医療費等の全国的な位置付けを把握できるような全国平均データ等の提供開始。

2012年度中に医療情報データベース及びその他必要なデータベース間の一元的利活用可能な提供体制の検討について一定のとりまとめを実施。

2012年度についても引き続き、有識者による検討会議において、レセプト情報・特定健診情報等について、第三者提供の試行期間として運用を実施。また、データ提供の枠組みについて、手数料や罰則等の法的整備の検討を実施。

2013年度中にDPCに関するデータ（E、Fファイル等）の医療現場での利活用を推進。

経済産業省：引き続き、各種医療データを時系列で連結できる匿名化についての検討を実施。

引き続き、厚生労働省と連携して、セキュリティ技術の検証を実施。

引き続き、大量データ分析・活用に向けた技術開発を実施。

## DPCデータの提供に係る今後の検討課題(案)

- DPCデータの提供については、以下の様に課題を整理して今後検討を進めることとしてはどうか。

### ① ガイドラインの整備について

- 個人情報保護法との関連
- 疫学研究に関する倫理指針との関係の整理
- データ提供の種類
- 提供先の範囲について
- データ提供にあたってのセキュリティ要件について
- 成果物の公表基準について 等

### ② 申請・審査・運用方法等について

- 申請様式、審査方法、情報提供の手順について 等

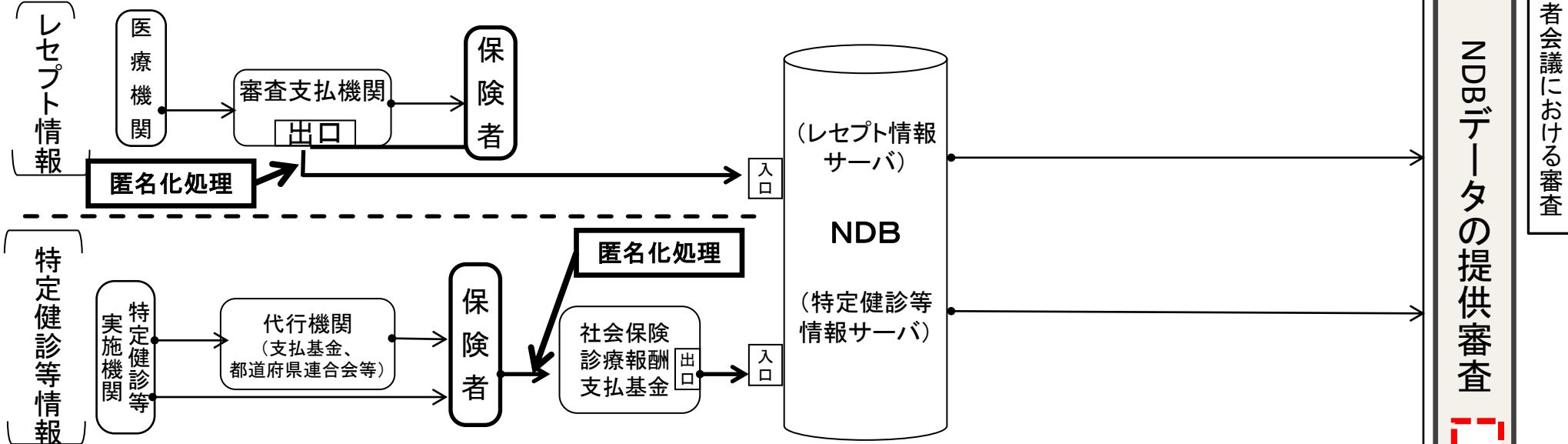
### ③ DPCデータベースの構築等について

- データベースの様式について
- 構築・管理・運用の体制について 等

# DPCデータベースの構築と活用のイメージ(案)

平成25年6月7日  
第15回有識者会議

## レセプト情報・特定健診等情報の活用方法



## DPCデータベースの構築と活用のイメージ(案)

